

姫路市営片山霊園

墓地貸付のご案内

受付時間／9時00分～17時00分
(土日祝祭日は除く)

受付場所／姫路市役所名古山霊苑管理事務所
姫路市役所香寺事務所



■□■お問い合わせは■□■

姫路市役所名古山霊苑管理事務所
(姫路市名古山町1 4 番1 号)

TEL 0 7 9 - 2 9 7 - 5 0 3 0

姫路市役所香寺事務所
(姫路市香寺町中屋1 4 番地)

TEL 0 7 9 - 2 3 2 - 0 0 0 1

目 次

1	募集区画及び使用料・清掃料	1
2	申込み受付場所	1
3	申込みに際しての注意事項	2
4	貸付順序	2
5	申込みに必要な書類等	2
6	申込み受付から使用許可書発行までの流れ	3
7	永代使用料・永代清掃料について	3
8	霊苑使用許可証	3
9	墓碑の建立に際しての注意事項	3
10	その他の注意事項	4
	①使用許可の取消	4
	②使用権の消滅	4
	③墓地の返還について	4
11	区画案内図	5～14
12	所在地のご案内	

1. 募集区画及び使用料・清掃料

(1) 募集する区画及び区画数・・・区画案内図(5～14 ページ参照)

片山霊園 姫路市香寺町土師 3 6 6 番地 9

空区画について随時募集

(2) 区画の種別及び永代使用料・永代清掃料(市内居住者)

区画の種別		永代使用料		永代清掃料
		一括納付	分割納付	
4 m ²	標準地	480,000円	504,000円	100,000円
	次地	504,000円	529,200円	100,000円
	角地	528,000円	554,400円	100,000円
6 m ²	角地	950,400円	997,920円	150,000円

(3) 標準地、次地、角地とは、次のとおりです。

角地	次地	標準地	標準地	標準地	標準地	次地	角地
----	----	-----	-----	-----	-----	----	----

※市外居住者の永代使用料は、上記の 50% 増です。

※市内居住者とは、申込み時点において、3 ヶ月以上継続して本市に住所を有する(住民登録をしている)方です。

2. 申込み受付

(1) 受付時間 午前 9 時から午後 5 時まで(午前 12 時から午後 1 時の間は除く)

(土曜日、日曜日、祝日、12 月 29 日から翌年 1 月 3 日、2 月 1 日から 3 月 31 日は除く)

(2) 受付場所 ㊤ 670-0051 姫路市名古山町 14 番 1 号

姫路市役所名古山霊苑管理事務所 ☎ 079-297-5030

㊤ 679-2144 姫路市香寺町中屋 14 番地

姫路市役所香寺事務所 ☎ 079-232-0001

3. 申込みに際しての注意事項

- (1) 一人で2区画以上の申込みはできません。
- (2) 市外居住者は、市内居住者を管理人と定め、連署・捺印のうえ申込みしてください。(管理人がいないと申込みできません。)
- (3) 使用許可後、3年以内に墓碑を建立しなければなりません。
- (4) 前もって、現地で場所等を確認してください。

4. 貸付順序

貸付は先着順ですが、以下のような順序で貸付けていきます。

- (1) 南側から北側に向かって順次貸付けします。
- (2) 列は、貸付区画が無くなるまで次の列には進みません。
- (3) 貸付は、東側から順に行いますが、以下のルールによります。
 - ア) 列の貸付は、角地・次地・標準地に係わらず選択できます。
 - イ) 列の角地・次地・標準地は、番号の大きい順に貸付けします。

(例)

《北》

角地 87	次地 88	標準地 89	標準地 90	標準地 91	次地 92	角地 93
角地 94	次地 95	標準地 96	標準地 97	標準地 98	次地 99	角地 100

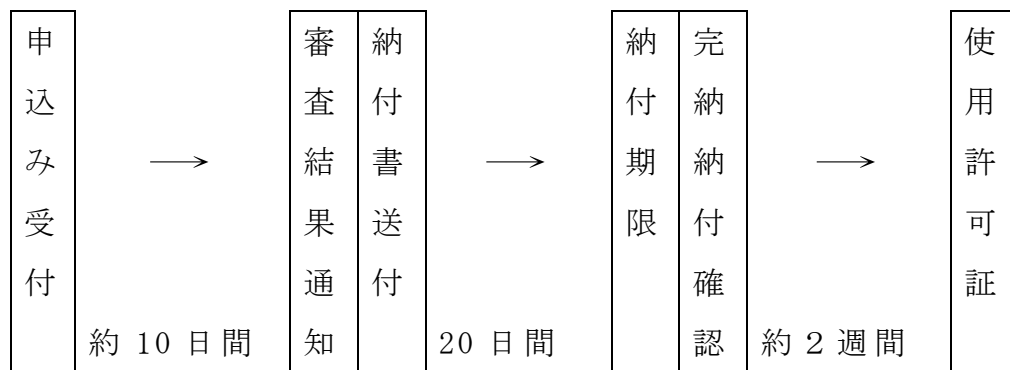
《南》

《東》

5. 申込みに必要な書類等

- (1) 霊苑使用許可申請書（えい地台帳）
- (2) 霊苑使用料分割納付申請書（分割納付希望の方のみ）
- 〔(1)(2)・・・事務所に備えています。〕
- (3) 申請者の住民票の写し（本籍・国籍等の表示のあるもの）・・・1通
- ＊市外居住者は、市内に住所を有する管理人の住民票の写し・・・1通
- (4) 印鑑（認め印）

6. 申込み受付から使用許可証発行までの流れ



7. 永代使用料・永代清掃料について

- (1)一括納付の場合は、納期限までに全額納入してください。
- (2)分割納付の場合（所定使用料の 5 %増し）は、10 カ月 10 回均等で納入してください。ただし、永代清掃料は初回に全額納入してください。
また、繰上納入された場合でも、永代使用料の減額はできません。

8. 霊苑使用許可証

- (1)一括納付の場合は、永代使用料、永代清掃料の完納確認後、郵送します。
- (2)分割納付の場合は、永代使用料の 1 回分と永代清掃料の納付確認後、郵送します。（ただし、完納後でなければ墓碑の建立はできません。）

9. 墓碑の建立に際しての注意事項

- (1)墓碑建立をする時には、「霊苑内工事承認願」及び「墓碑等施設基準による承認願」に霊苑使用許可証・図面を添付し提出してください。
墓碑は、「姫路市霊苑墓碑等施設基準」に適合したものを建立してください。
- (2)1 区画には、1 基の墓碑しか建立出来ません。
- (3)墓碑は申請者名で建立（刻字）してください。
- (4)姫路市では申込申請や墓碑建立に特定の業者を指定していません。
- (5)墓碑の正面は南向きとし、南側に通路がないときは北を正面として建立してください。

10. その他の注意事項

①使用許可の取消

次のいずれかに該当するときは使用許可を取り消すことがあります。

- (1)許可を受けた目的以外に墓地を使用したとき。
- (2)使用権を譲渡し、又は使用場所を転貸したとき。
- (3)他人に譲渡する目的をもって使用許可を得たと認めるとき。
- (4)許可を受けた後、墓碑の建立をしないで3年を経過したとき。
- (5)市長の命じた使用場所の施設の維持及び保護をしないで放任のまま5年を経過したとき。
- (6)偽りその他不正な手段により使用料の徴収をまぬがれたとき。
- (7)法令又は姫路市霊苑条例若しくはこれに基づく規則及び指示に違反したとき。

(注) 霊園の使用許可を取り消されたときは、ただちに墓地を自己の費用をもって原状に回復し、返還しなければなりません。

②使用権の消滅

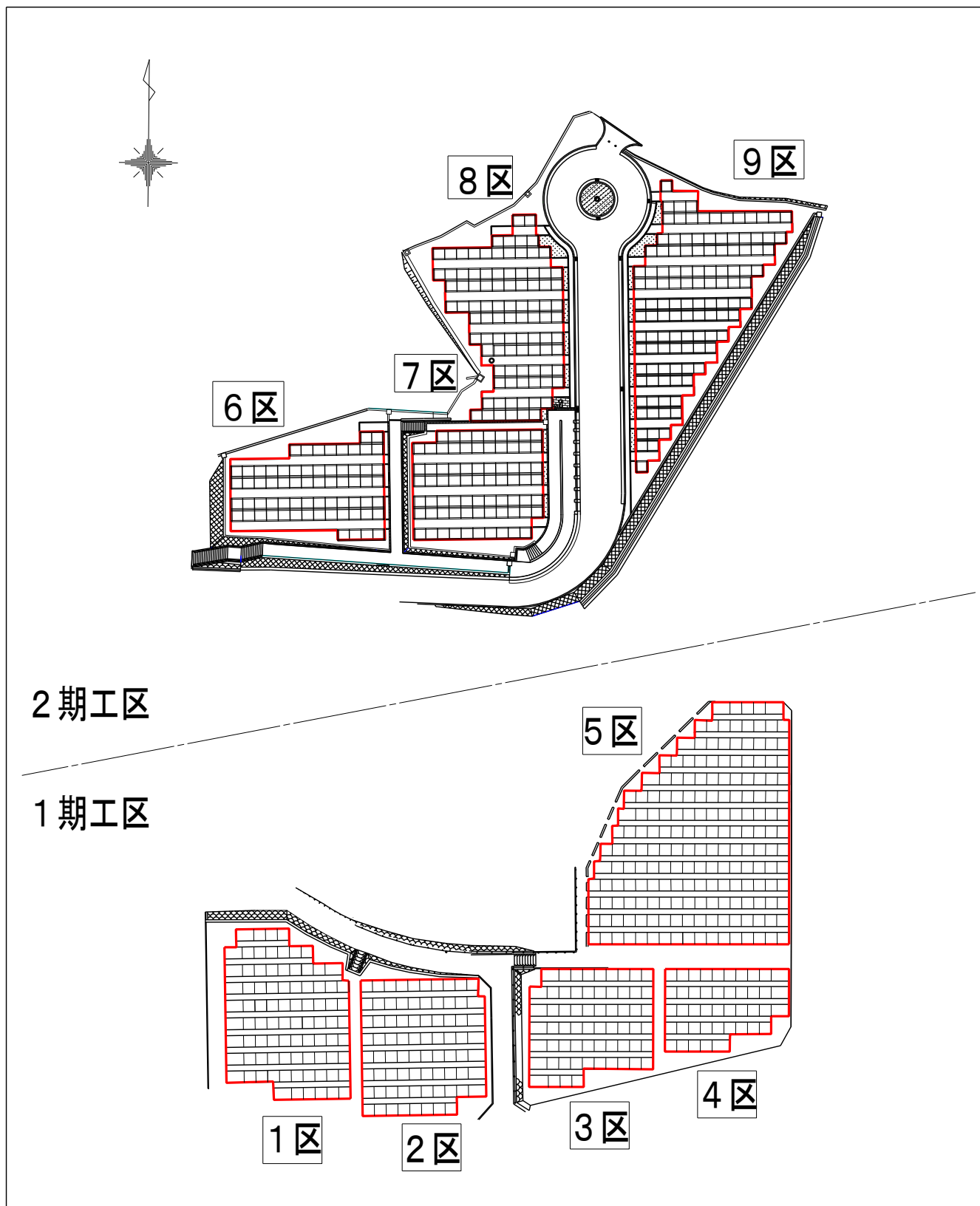
次のいずれかに該当するときは、使用権は消滅します。

- (1)使用者が死亡し、相続人又は親族若しくは縁故者等祖先の祭しを主宰する者がいないとき。
- (2)使用者が住所不明となり10年を経過したとき。

③墓地の返還について

墓地が不要になったときは、市長に届け出て、その場所を原状に回復し返還しなければなりません。

片山靈園区画案内図



1 区

4 m²角地



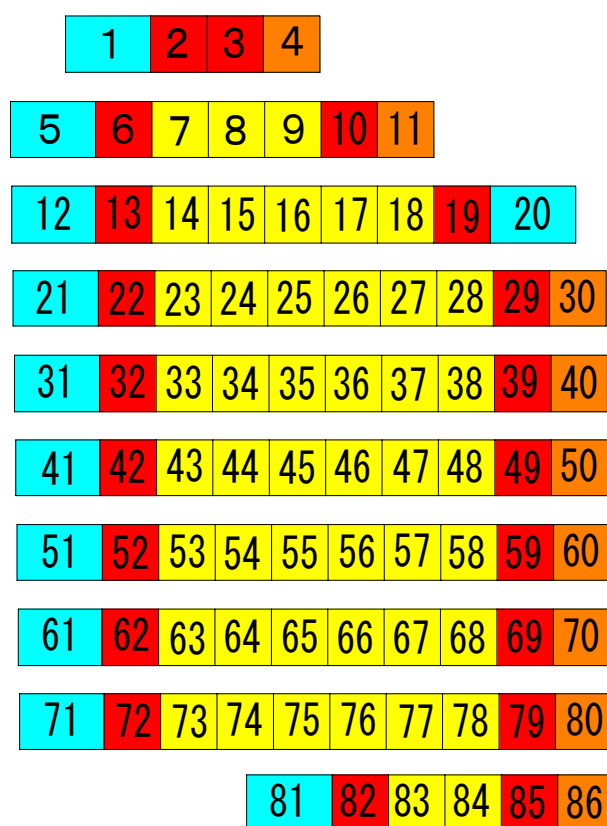
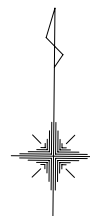
6 m²角地



4 m²次地



4 m²標準地



※墓碑は南を正面として建立してください。

2区

4 m²角地



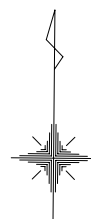
6 m²角地



4 m²次地



4 m²標準地



1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
31	32	33	34	35	36	37	38	39	40
41	42	43	44	45	46	47	48	49	50
51	52	53	54	55	56	57	58	59	60
61	62	63	64	65	66	67	68	69	70
71	72	73	74	75	76	77	78		

※墓碑は南を正面として建立してください。

3 区

4 m²角地



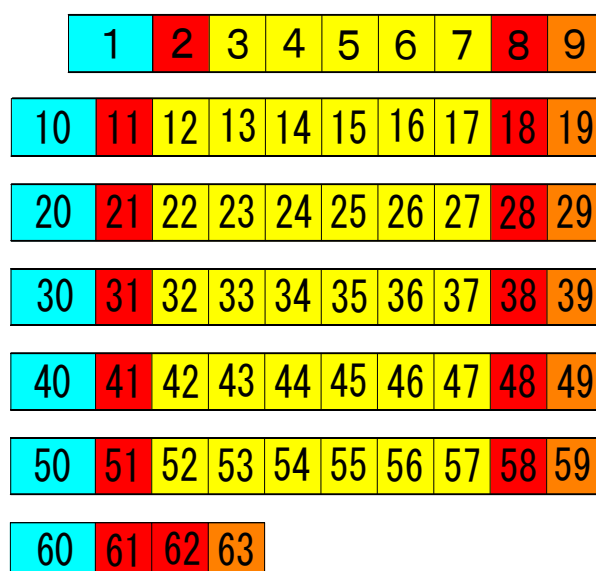
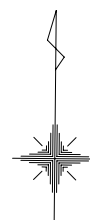
6 m²角地



4 m²次地



4 m²標準地



※墓碑は南を正面として建立してください。

4区

4 m²角地



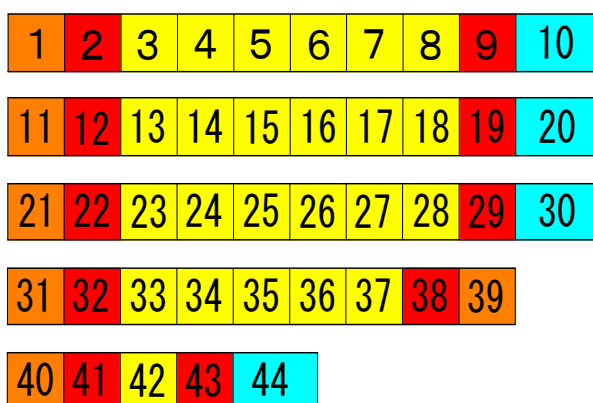
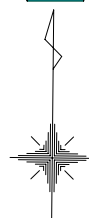
6 m²角地



4 m²次地



4 m²標準地



※墓碑は南を正面として建立してください。

5区

4 m²角地



6 m²角地



4 m²次地



1 2 3 4 5

4 m²標準地



6 7 8 9 10 11 12 13

14 15 16 17 18 19 20 21 22

23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33

34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45

46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59

60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73

74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88

89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100 101 102 103 104

105 106 107 108 109 110 111 112 113 114 115 116 117 118 119 120

121 122 123 124 125 126 127 128 129 130 131 132 133 134 135 136 137

138 139 140 141 142 143 144 145 146 147 148 149 150 151 152 153 154

155 156 157 158 159 160 161 162 163 164 165 166 167 168 169 170 171

172 173 174 175 176 177 178 179 180 181 182 183 184 185 186 187 188

※墓碑は南を正面として建立してください。

6 区

4 m²角地



4 m²次地



4 m²標準地



												通 路	
												1	2
					3	4	5	6	7	8	9	10	
通 路													
11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	
24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	
通 路													
37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	
50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	
										通 路			
										63	64	65	66

※墓碑の正面は南向きとし、南側に通路がないときは北を正面として建立してください。

7 区

4 m²角地



4 m²次地



4 m²標準地



通 路										
		1	2	3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
通 路										
21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42
通 路										
43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53
54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64
通 路										
65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	

※墓碑の正面は南向きとし、南側に通路がないときは北を正面として建立してください。

8区

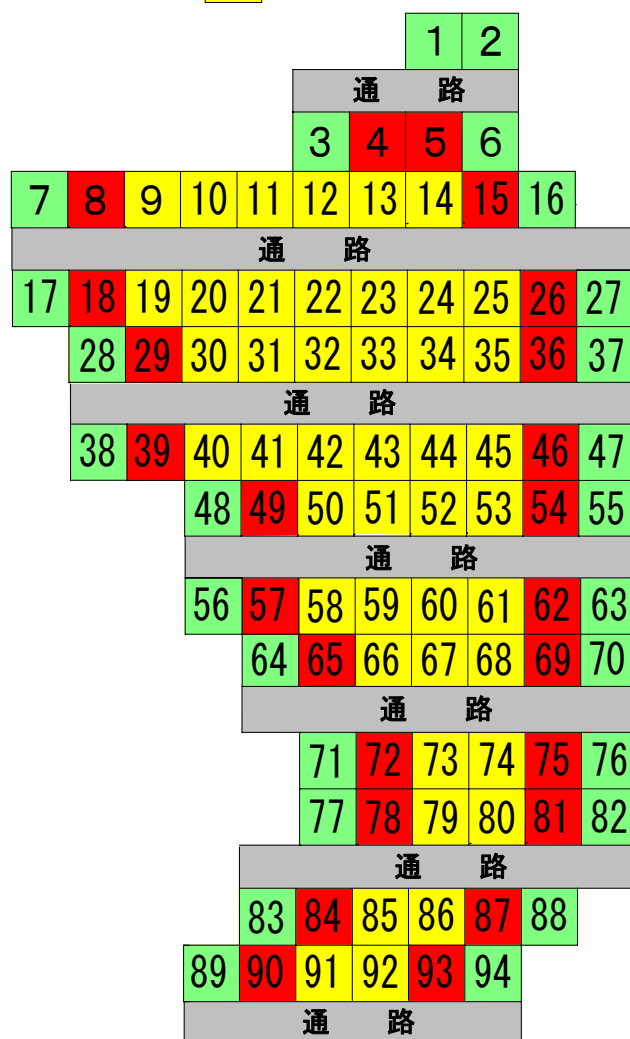
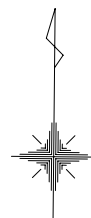
4m²角地



4m²次地



4m²標準地



※墓碑の正面は南向きとし、南側に通路がないときは北を正面として建立してください。

9区

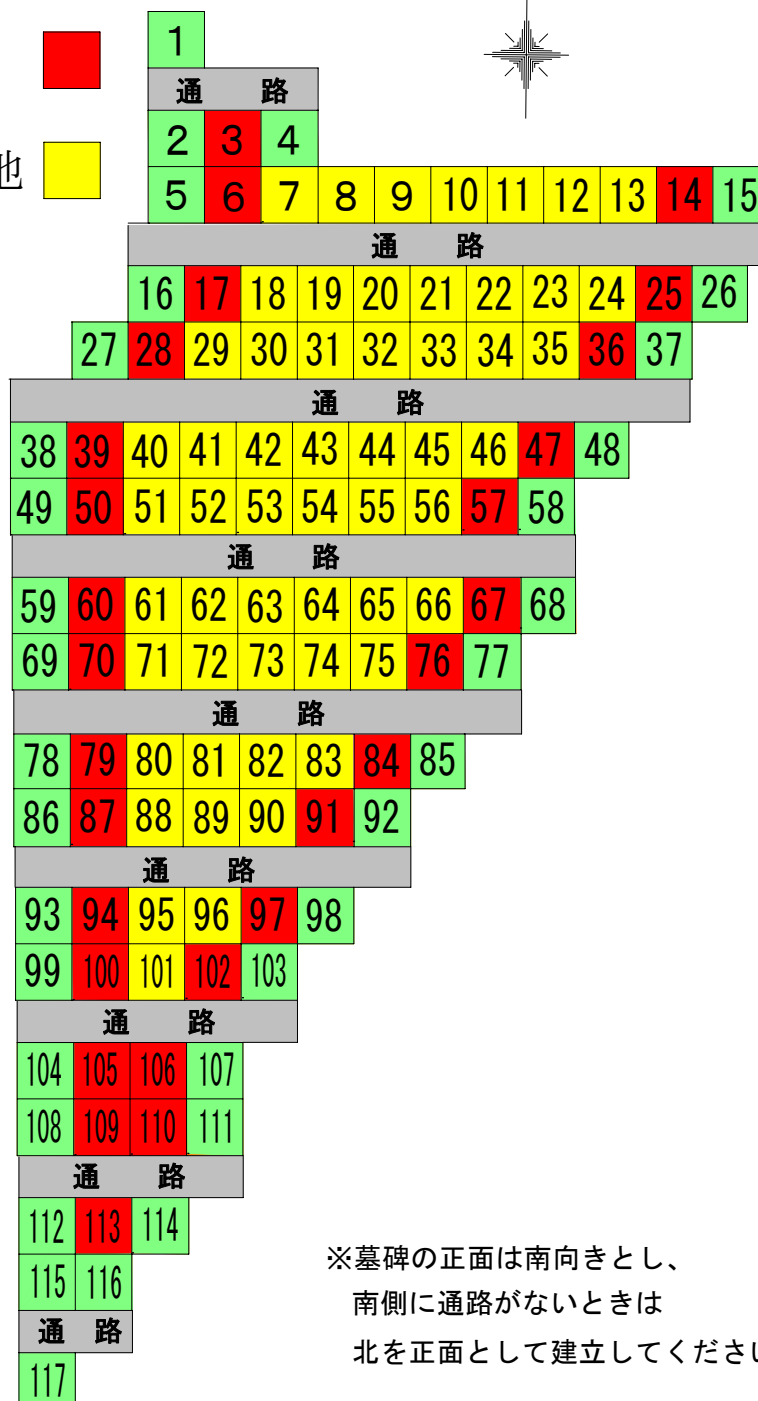
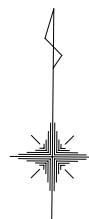
4 m²角地



4 m²次地



4 m²標準地



※墓碑の正面は南向きとし、
南側に通路がないときは
北を正面として建立してください。

